指定管理者運営状況評価表

令和7年度

施設名	所管課	高砂市勤労者総合福祉センター	生活環境部商工労働課
指定管理者		一般財団法人高砂市勤労福祉財団	

総合評価 （所管課による評価）	維持管理面では、法定点検は専門業者に委託し、適正な保守管理を行っている。日常点検を励行し、不具合箇所の早期発見に努めており、設備等の延命化対策と経費節減に向け取り組んでいる。 運営面では、利用率・利用料金収入ともにコロナ禍前の利用状況に戻りつつある。光熱水費をはじめ、管理経費節減の努力も評価できる。 指定管理者である（一財）高砂市勤労福祉財団は、勤労者総合福祉センターの管理運営を通して施設の設置目的を達成するために設立された法人でもあり、30年以上の管理実績と、長年培われたノウハウを運営管理に発揮させていることから、指定管理者として標準以上であると判断する。
A	

基準項目		評価項目		評価
1	住民の平等利用の確保について	①	公共性・公平性に基づいた利用の確保	A
		②	利用者満足度	A
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減について	③	維持管理業務の実施状況	A
		④	管理経費の縮減	A
		⑤	サービス向上と利用促進に関する取組	A
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力について	⑥	団体の経営状況	A
		⑦	職員配置などの実施体制	A
		⑧	職員の質の向上	A
4	個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	⑨	個人情報保護の措置状況	A
		⑩	情報公開への取組	A
5	市民の要望及び苦情並びに安全管理について	⑪	要望・苦情・トラブルへの対応	A
		⑫	事故・緊急時への対応	A
6	自主事業について	⑬	自主事業の取組	A

評価の目安　　S（優）：高く評価できる。　　A（良）：実施している。適切である。
B（可）：概ね実施している。一部改善を期待する。　　C（不可）：実施していない。改善を要する。

特記事項	当指定管理者は令和8年3月31日をもって解散した。

講　評 （指定管理者制度運用委員会）	総合的に適切に管理運営されている。これまで培ってきたノウハウを発揮し、指定管理の最終年度まで過不足なく施設の維持管理を行っている点を評価する。